

地域保全型工事实施マニュアル 新旧対照表

新	旧
<p><b>1 地域貢献地元企業の認定要件について（要領第3関係）</b></p> <p>(1) 地域整備部長等は要領第3第3項(2)について、例として次のような活動を設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災協定等による災害時の県への応援活動</li> <li>・ 地域の安全・安心を支える活動（<u>こども110番の家</u>、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティアなど）</li> <li>・ 地域貢献に関わる新分野進出（農業、環境分野など）</li> <li>・ 地域における人材育成活動（地域を担う人づくり、インターンシップなど）</li> <li>・ 消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。）</li> <li>・ 地域貢献に関わる、SDGs達成に向けた取組（新潟県SDGs推進建設企業登録制度<u>又は新潟県SDGs推進企業登録制度</u>の認定を受けた者に限る。）</li> </ul>	<p><b>1 地域貢献地元企業の認定要件について（要領第3関係）</b></p> <p>(1) 地域整備部長等は要領第3第3項(2)について、例として次のような活動を設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災協定等による災害時の県への応援活動</li> <li>・ 地域の安全・安心を支える活動（<u>子供SOSかけこみ110番</u>、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティアなど）</li> <li>・ 地域貢献に関わる新分野進出（農業、環境分野など）</li> <li>・ 地域における人材育成活動（地域を担う人づくり、インターンシップなど）</li> <li>・ 消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。）</li> <li>・ 地域貢献に関わる、SDGs達成に向けた取組（新潟県SDGs推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。）</li> </ul>

様式2

施工体制チェックリスト

工事名:	
工事番号:	請負金額:

元請会社名:	
報告者職・氏名:	

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであるため、本チェックリストを活用して適切な是正措置の実施に努めてください。
- 各項目を点検した結果、建設業法に違反する事実が認定される場合は、改善指導等を受けることがあります。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 県から直接工事を請け負った元請負人は、自社及び全ての下請負人の施工体制全般について点検してください。
- ② 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1 元請負人の 監理(主任) 技術者等の 配置状況  (法第26条) (法第26条の4) (法第26条の5)	(1) 監理(主任)技術者の配置状況				
	① 配置された監理(主任)技術者は、当該工事の技術者として必要な資格等を有している。	yes	no		
	② 共同企業体が元請負人となった場合、代表企業に監理(主任)技術者を配置し、他の全ての構成員に主任技術者を配置している。	yes	no	該当なし	
	③ 下請契約の総額が5000万円以上(建築一式は8000万円以上)の場合、監理技術者を配置している。	yes	no	該当なし	
	④ 4500万円以上(建築一式は9000万円以上)の工事の場合、監理(主任)技術者は当該工事現場に専任している。(他の工事現場を管理していない) <small>(注1) 専任特例1号(法第26条第3項第1号)については、監理(主任)技術者は、専任を要する工事を兼務できる。 (注2) 専任特例2号(法第26条第3項第2号)については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できる。 (注3) 工作物等に一体性が認められ、当初請負契約と契約工期が重複し、随意契約により締結された工事については、同一の監理技術者が工事を管理することができる。 (注4) 主任技術者については、密接な関連のある2以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、これらの工事を管理することができる。</small>	yes	no	該当なし	
	⑤ 専任の監理(主任)技術者は、営業所専任技術者等と兼務していない。	yes	no	該当なし	
⑥ 専任を要しない監理(主任)技術者が営業所専任技術者等と兼務している場合、その兼務は、下記条件のいずれかを満たしている。 ア 監理(主任)技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合 法第26条の5の条件を満たしていること。 イ 監理(主任)技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合(営業所と工事現場が近接している場合) 以下の全てを満たすことが必要。 (ア) 当該営業所専任技術者等の所属する営業所において契約した工事であること。 (イ) 工事現場と所属営業所が近接し、営業所との間で常時連絡をとりあえる体制にあること。 (ウ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ウ 監理(主任)技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合(イの場合以外) アの条件を満たしていること。	yes	no	該当なし		

様式2

施工体制チェックリスト

工事名:	
工事番号:	請負金額:

元請会社名:	
報告者職・氏名:	

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであるため、本チェックリストを活用して適切な是正措置の実施に努めてください。
- 各項目を点検した結果、建設業法に違反する事実が認定される場合は、改善指導等を受けることがあります。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 県から直接工事を請け負った元請負人は、自社及び全ての下請負人の施工体制全般について点検してください。
- ② 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1 元請負人の 監理(主任) 技術者等の 配置状況  (法第26条) (法第26条の3)	(1) 監理(主任)技術者の配置状況				
	① 配置された監理(主任)技術者は、当該工事の技術者として必要な資格等を有している。	yes	no		
	② 共同企業体が元請負人となった場合、代表企業に監理(主任)技術者を配置し、他の全ての構成員に主任技術者を配置している。	yes	no	該当なし	
	③ 下請契約の総額が4000万円以上(建築一式は6000万円以上)の場合、監理技術者を配置している。	yes	no	該当なし	
	④ 3500万円以上(建築一式は7000万円以上)の工事の場合、監理(主任)技術者は当該工事現場に専任している。(他の工事現場を管理していない) <small>(注1) 工作物等に一体性が認められ、当初請負契約と契約工期が重複し、随意契約により締結された工事については、同一の監理技術者が工事を管理することができる。 (注2) 主任技術者については、密接な関連のある2以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、これらの工事を管理することができる。</small>	yes	no	該当なし	
	⑤ 専任の監理(主任)技術者は、営業所専任技術者等と兼務していない。	yes	no	該当なし	
⑥ 1.当該専任技術者の所属する営業所において契約した工事であること。 2.工事現場と所属営業所が近接し、営業所との間で常時連絡をとりあえる体制にあること。 3.所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	yes	no	該当なし		

		<p>⑦ 施工計画、工程管理、品質管理その他の技術的事項を掌握し、施工に従事する者の技術上の指導監督を行っている。</p>	yes	no				
		<p>⑧ 夜間工事など監理(主任)技術者不在時の、連絡体制を整備している。</p>	yes	no				
		<p>⑨ 契約工期において、監理(主任)技術者の途中交代はなかった、又は必要最小限であった。</p>	yes	no				
		(2) 監理(主任)技術者の雇用関係						
		① 元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。	yes	no				
		② 専任の監理(主任)技術者は、上記に加え入札日以前に3ヶ月以上の元請負人との雇用関係がある。	yes	no				
		(3) 現場代理人の配置状況						
		現場代理人は、営業所専任技術者等と兼務していない。	yes	no				
2	適切な施工体制の確保 (法第24条の8) (法第28条) (規則第14条の2) (規則第14条の3) (規則第14条の4) (規則第14条の7) (入契法第15条)	<p>(1) 施工体制台帳</p> <p>① 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。</p> <p>施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。また、再下請をしている場合、再下請負通知書には規則第14条の4第1項に掲げる全ての事項が記載してある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</li> <li>・建設工事の名称、内容、工期</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・発注者との請負契約に関する事項</li> <li>・発注者の監督員に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者に関する事項</li> <li>・<b>監理技術者補佐に関する事項(配置する場合のみ)</b></li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・<b>建設工事に従事する者に関する事項</b></li> <li>・監理(主任)技術者以外の専門技術者に関する事項</li> </ul> <p>② 元請負人における<b>一号特定技能外国人及び外国人技能実習生及び外国人建設就労者</b>の従事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての元請負人に関する事項</li> <li>・<b>全ての元請負人の許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類</b></li> <li>・全ての元請負人の下請契約に関する事項</li> <li>・元請負人を監督する注文者の監督員に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・元請負人の営業所の名称及び所在地</li> <li>・<b>元請負人における建設工事に従事する者に関する事項</b></li> <li>・元請負人における<b>一号特定技能外国人及び外国人技能実習生及び外国人建設就労者</b>の従事状況</li> </ul> <p>③ 施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理(主任)技術者の資格証及び雇用を証する書面の写し等が添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)</p>	yes	no				
		<p>(1) 施工体制台帳</p> <p>① 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。</p> <p>施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。また、再下請をしている場合、再下請負通知書には規則第14条の4第1項に掲げる全ての事項が記載してある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</li> <li>・建設工事の名称、内容、工期</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・発注者との請負契約に関する事項</li> <li>・発注者の監督員に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者以外の専門技術者に関する事項</li> </ul> <p>② 元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての元請負人に関する事項</li> <li>・全ての元請負人の下請契約に関する事項</li> <li>・元請負人を監督する注文者の監督員に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・元請負人の営業所の名称及び所在地</li> <li>・元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul> <p>③ 施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理(主任)技術者の資格証及び雇用を証する書面の写し等が添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)</p>	yes	no				
2	適切な施工体制の確保 (法第24条の7) (法第28条) (規則第14条の2) (規則第14条の3) (規則第14条の4) (規則第14条の7) (入契法第15条)	<p>(1) 施工体制台帳</p> <p>① 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。</p> <p>施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。また、再下請をしている場合、再下請負通知書には規則第14条の4第1項に掲げる全ての事項が記載してある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</li> <li>・建設工事の名称、内容、工期</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・発注者との請負契約に関する事項</li> <li>・発注者の監督員に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者以外の専門技術者に関する事項</li> </ul> <p>② 元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての元請負人に関する事項</li> <li>・全ての元請負人の下請契約に関する事項</li> <li>・元請負人を監督する注文者の監督員に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・元請負人の営業所の名称及び所在地</li> <li>・元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul> <p>③ 施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理(主任)技術者の資格証及び雇用を証する書面の写し等が添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)</p>	yes	no				
		<p>⑦ 施工計画、工程管理、品質管理その他の技術的事項を掌握し、施工に従事する者の技術上の指導監督を行っている。</p>	yes	no				
		<p>⑧ 夜間工事など監理(主任)技術者不在時の、連絡体制を整備している。</p>	yes	no				
		<p>⑨ 契約工期において、監理(主任)技術者の途中交代はなかった、又は必要最小限であった。</p>	yes	no				
		(2) 監理(主任)技術者の雇用関係						
		① 元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。	yes	no				
		② 専任の監理(主任)技術者は、上記に加え入札日以前に3ヶ月以上の元請負人との雇用関係がある。	yes	no				
		(3) 現場代理人の配置状況						
		現場代理人は、営業所専任技術者と兼務していない。	yes	no				
2	適切な施工体制の確保 (法第24条の7) (法第28条) (規則第14条の2) (規則第14条の3) (規則第14条の4) (規則第14条の7) (入契法第15条)	<p>(1) 施工体制台帳</p> <p>① 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。</p> <p>施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。また、再下請をしている場合、再下請負通知書には規則第14条の4第1項に掲げる全ての事項が記載してある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</li> <li>・建設工事の名称、内容、工期</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・発注者との請負契約に関する事項</li> <li>・発注者の監督員に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者以外の専門技術者に関する事項</li> </ul> <p>② 元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての元請負人に関する事項</li> <li>・全ての元請負人の下請契約に関する事項</li> <li>・元請負人を監督する注文者の監督員に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・元請負人の営業所の名称及び所在地</li> <li>・元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul> <p>③ 施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理(主任)技術者の資格証及び雇用を証する書面の写し等が添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)</p>	yes	no				
		<p>(1) 施工体制台帳</p> <p>① 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。</p> <p>施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。また、再下請をしている場合、再下請負通知書には規則第14条の4第1項に掲げる全ての事項が記載してある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類</li> <li>・建設工事の名称、内容、工期</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・発注者との請負契約に関する事項</li> <li>・発注者の監督員に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・監理(主任)技術者以外の専門技術者に関する事項</li> </ul> <p>② 元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての元請負人に関する事項</li> <li>・全ての元請負人の下請契約に関する事項</li> <li>・元請負人を監督する注文者の監督員に関する事項</li> <li>・元請負人の現場代理人に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項</li> <li>・元請負人の健康保険等の加入状況</li> <li>・元請負人の営業所の名称及び所在地</li> <li>・元請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul> <p>③ 施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理(主任)技術者の資格証及び雇用を証する書面の写し等が添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)</p>	yes	no				

新					旧					
(削除)	(削除)									
	(2) 施工体系図									
	① 施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられている。	yes	no							
	② 下請負人が再下請負する場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っている。	yes	no							
	(3) 工事現場における標識の掲示									
	① 建設業許可を有する全ての建設業者が、商号、許可番号、監理(主任)技術者氏名等を掲示している。	yes	no							
	② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示がされている。	yes	no							
	③ 労災保険関係成立票(労働保険番号、労災保険関係の成立年月日等)が掲示されている。	yes	no							
	(4) 施工体制									
	① 施工体系図に記載のない業者が作業していない。	yes	no							
② 下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上の下請をさせていない。	yes	no	該当なし							
(法第40条)	① 建設業許可を有する全ての建設業者が、商号、許可番号、監理(主任)技術者氏名等を掲示している。	yes	no							
	② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示がされている。	yes	no							
	③ 労災保険関係成立票(労働保険番号、労災保険関係の成立年月日等)が掲示されている。	yes	no							
	(4) 施工体制									
	① 施工体系図に記載のない業者が作業していない。	yes	no							
	② 下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上の下請をさせていない。	yes	no	該当なし						
(労災保険法施行規則第49条)	(1) 下請の建設業許可									
	全ての下請の建設業許可が適切である。 ① ※建設業許可を有していない場合、当該業者との請負額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)未満である。	yes	no							
	(2) 適正な下請契約									
	① 下請契約を締結する前に、下請に見積書の提出を依頼し、見積書の提出を受けて契約額を決定している。(元請が契約額を一方的に決めていない)	yes	no							
	② 元請が、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示している。	yes	no							
	③ 下請契約をする際に、明確な工事内容(工事の内容、請負代金の額、工期、請負金の支払方法など)を記載した契約書等を作成し、相互に交付している。	yes	no							
④ 下請契約の内容を変更する際に、契約書等を作成し、追加工事等の着手前までに相互に交付している。(口頭契約をしていない)	yes	no	該当なし							
⑤ 請負金が適切に支払われている。(契約どおりの支払時期、労務費相当分は現金払になっている、手形のサイトが60日以内である等)	yes	no								
3 下請契約に関する点検	(法第18条) (法第19条) (法第19条の3) (法第20条) (法第24条) (法第24条の3) (法第24条の4) (法第24条の5) (法第24条の6) (県合理化指導要綱)	(1) 下請の建設業許可								
	全ての下請の建設業許可が適切である。 ① ※建設業許可を有していない場合、当該業者との請負額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)未満である。	yes	no							
	(2) 適正な下請契約									
	① 下請契約を締結する前に、下請に見積書の提出を依頼し、見積書の提出を受けて契約額を決定している。(元請が契約額を一方的に決めていない)	yes	no							
	② 元請が、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示している。	yes	no							
	③ 下請契約をする際に、明確な工事内容(工事の内容、請負代金の額、工期、請負金の支払方法など)を記載した契約書等を作成し、相互に交付している。	yes	no							
	④ 下請契約の内容を変更する際に、契約書等を作成し、追加工事等の着手前までに相互に交付している。(口頭契約をしていない)	yes	no	該当なし						
	⑤ 請負金が適切に支払われている。(契約どおりの支払時期、労務費相当分は現金払になっている、手形のサイトが120日以内である等)	yes	no							
	(県合理化指導要綱)	元請工事の契約額が4000万円以上(建築一式は6000万円以上)で、一次下請の契約額が1件につき500万円以上の場合は、次の事項が記載してある。 ④ 工事の数量 ・元請から下請への代金支払方法	yes	no	該当なし					
		(2) 施工体系図								
① 施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられている。		yes	no							
② 下請負人が再下請負する場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っている。		yes	no							
(3) 工事現場における標識の掲示										
① 建設業許可を有する全ての建設業者が、商号、許可番号、監理(主任)技術者氏名等を掲示している。		yes	no							
② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示がされている。		yes	no							
③ 労災保険関係成立票(労働保険番号、労災保険関係の成立年月日等)が掲示されている。		yes	no							
(4) 施工体制										
① 施工体系図に記載のない業者が作業していない。		yes	no							
② 下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上の下請をさせていない。	yes	no	該当なし							
3 下請契約に関する点検	(法第18条) (法第19条) (法第19条の3) (法第20条) (法第24条) (法第24条の3) (法第24条の4) (法第24条の5) (法第24条の6) (県合理化指導要綱)	(1) 下請の建設業許可								
	全ての下請の建設業許可が適切である。 ① ※建設業許可を有していない場合、当該業者との請負額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)未満である。	yes	no							
	(2) 適正な下請契約									
	① 下請契約を締結する前に、下請に見積書の提出を依頼し、見積書の提出を受けて契約額を決定している。(元請が契約額を一方的に決めていない)	yes	no							
	② 元請が、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示している。	yes	no							
	③ 下請契約をする際に、明確な工事内容(工事の内容、請負代金の額、工期、請負金の支払方法など)を記載した契約書等を作成し、相互に交付している。	yes	no							
	④ 下請契約の内容を変更する際に、契約書等を作成し、追加工事等の着手前までに相互に交付している。(口頭契約をしていない)	yes	no	該当なし						
	⑤ 請負金が適切に支払われている。(契約どおりの支払時期、労務費相当分は現金払になっている、手形のサイトが120日以内である等)	yes	no							

新

旧

4 一括下請負 (実質関与) の確認  (法第19条) (法第22条) (法第26条) (法第26条の5)	(1) 元請負人に関する事項				
	① 主たる部分を施工している、又は直営施工金額が受注金額に占める割合が妥当である。	yes	no		
	② 工事の施工に実質的に関与している。	yes	no		
	ア【発注者との協議】 発注者との打合せ(設計内容の確認、設計変更の協議等)を主体的に実施している。				
	イ【住民への説明】 工事施工に関する具体的内容について具体的に住民説明を行い、住民等からの苦情に的確に対応している。				
	ウ【官公庁等への届出】 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行っている。				
	エ【近接工事との調整】 近接工事等との調整を適切に行っている。				
	オ【施工計画】 施工計画(工程計画、安全計画、品質管理計画等)を立案し、施工計画の内容を適切に把握するとともに、設計図等の照査を的確に実施している。				
	カ【工程管理】 工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指導し、工程変更を余儀なくされた場合、適切に対応している。				
	キ 災害防止のための臨機の措置を実施している。				
	ク【出来型・品質管理】 品質確保の体制整備、所定の検査・試験の実施、検査・試験結果の保存、不具合発生時の適切な対応を実施している。				
	ケ【完成検査】 下請施工分の完成検査を実施している。				
	コ【安全管理】 安全確保の体制整備、設備・機械・安全行動等の点検の実施、労働者の安全教育・下請業者の安全指導を実施している。				
	サ【下請業者の施工調整及び指導監督】 施工場所、施工部分、仮設物の使用等について調整・指導を実施し、施工上の留意点、技術的内容に係る具体的指導を実施している。				

4 一括下請負 (実質関与) の確認  (法第19条) (法第22条) (法第26条)	(1) 元請負人に関する事項				
	① 主たる部分を施工している、又は直営施工金額が受注金額に占める割合が妥当である。	yes	no		
	② 工事の施工に実質的に関与している。	yes	no		
	ア【発注者との協議】 発注者との打合せ(設計内容の確認、設計変更の協議等)を主体的に実施している。				
	イ【住民への説明】 工事施工に関する具体的内容について具体的に住民説明を行い、住民等からの苦情に的確に対応している。				
	ウ【官公庁等への届出】 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行っている。				
	エ【近接工事との調整】 近接工事等との調整を適切に行っている。				
	オ【施工計画】 施工計画(工程計画、安全計画、品質管理計画等)を立案し、施工計画の内容を適切に把握するとともに、設計図等の照査を的確に実施している。				
	カ【工程管理】 工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指導し、工程変更を余儀なくされた場合、適切に対応している。				
	キ 災害防止のための臨機の措置を実施している。				
	ク【出来型・品質管理】 品質確保の体制整備、所定の検査・試験の実施、検査・試験結果の保存、不具合発生時の適切な対応を実施している。				
	ケ【完成検査】 下請施工分の完成検査を実施している。				
	コ【安全管理】 安全確保の体制整備、設備・機械・安全行動等の点検の実施、労働者の安全教育・下請業者の安全指導を実施している。				
	サ【下請業者の施工調整及び指導監督】 施工場所、施工部分、仮設物の使用等について調整・指導を実施し、施工上の留意点、技術的内容に係る具体的指導を実施している。				

新

旧

(2) 下請負人に関する事項				
① 下請負人は、主任技術者を設置している。	yes	no		
② 下請負人が許可業者である場合、主任技術者の資格・実務経験は適切である。(無許可業者である場合、資格・実務経験等からして、工事を施工する能力に問題がない。)	yes	no		
③ 下請負人の請負金額が4500万円以上(建築一式は9000万円以上)の場合、下請負人の主任技術者は当該工事現場に専任している。	yes	no	該当なし	
④ 下請負人の専任を要する主任技術者は、営業所専任技術者等と兼務していない。	yes	no	該当なし	
専任を要しない主任技術者が営業所専任技術者等と兼務している場合、その兼務は、下記条件のいずれかを満たしている。 ア 主任技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合 法第26条の5の条件を満たしていること。 イ 主任技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合(営業所と工事現場が近接している場合) 以下の全てを満たすことが必要。 (ア) 当該営業所専任技術者等の所属する営業所において契約した工事であること。 (イ) 工事現場と所属営業所が近接し、営業所との間で常時連絡をとりあえる体制にあること。 (ウ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ウ 主任技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合(イの場合以外) アの条件を満たしていること。	yes	no	該当なし	
⑥ 下請負人の主任技術者は、下請負人と直接・恒常的雇用関係がある。	yes	no		

(2) 下請負人に関する事項				
① 下請負人は、主任技術者を設置している。	yes	no		
② 下請負人が許可業者である場合、主任技術者の資格・実務経験は適切である。(無許可業者である場合、資格・実務経験等からして、工事を施工する能力に問題がない。)	yes	no		
③ 下請負人の請負金額が3500万円以上(建築一式は7000万円以上)の場合、下請負人の主任技術者は当該工事現場に専任している。	yes	no	該当なし	
④ 下請負人の専任を要する主任技術者は、営業所専任技術者と兼務していない。	yes	no	該当なし	
専任を要しない主任技術者が営業所専任技術者と兼務している場合、その兼務は、下記条件を満たしている。 1.当該専任技術者の所属する営業所において契約した工事であること。 2.工事現場と所属営業所が近接し、営業所との間で常時連絡をとりあえる体制にあること。 3.所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	yes	no	該当なし	
⑥ 下請負人の主任技術者は、下請負人と直接・恒常的雇用関係がある。	yes	no		

様式3

## 建設業法遵守ガイドライン・チェックリスト

工事名:	点検対象企業名:
注文者: 下請負人:	下請負人指導責任者:

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 「地域保全型工事」の元請負人は、自ら建設業法を遵守するほか、下請負人に対して建設業法その他の法令を遵守させるよう指導することが契約の条件となっています。
- 以下の表は、国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン(第12版)」(令和8年1月改訂版)の内容を一覧表にまとめたものですので、これに従い、自社及び下請負人の法令遵守状況を点検してください。
- 点検の結果、法令違反の事実が認定された場合、改善指導等を受けることがありますので、ガイドラインの遵守の徹底を図るよう願います。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 一次下請契約に係る法令遵守状況にあつては、点検対象企業名の欄に一次下請負人名を記載し、直接元請負人とそれぞれの一次下請負人との間の契約締結の状況等を点検してください。
- ② 二次下請契約にあつては、点検対象企業名の欄に二次下請負人名を記載し、一次下請負人と二次下請負人との間の契約締結状況等を点検してください。
- ③ 「11 社会保険・労働保険等」は、点検対象企業の欄に記載した企業の状況について点検してください。

チェック項目	内 容	点検結果		下請負人指導責任者コメント
1 見積条件の提示 (法第20条第3項)	(1) 見積依頼を書面で行っている	yes	no	
	(2) 見積に際し、下請契約の具体的内容を提示している 【最低限明示すべき事項】	yes	no	
	① 工事名称			
	② 施工場所			
	③ 設計図書(数量等を含む)			
	④ 下請工事の責任施工範囲			
	⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程			
	⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項			
	⑦ 施工環境、施工制約に関する事項			
	⑧ 材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項			
(3) 上記に加え、「施工条件・範囲リスト」等により作業内容を明確にして見積依頼している ※「施工条件・範囲リスト」(建設生産システム合理化推進協議会作成) ( <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000293.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000293.html</a> 参照)	yes	no		
(4) 予定価格により一定の見積期間を設けている (注)やむを得ない事情があるときは、②、③の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	yes	no		
① 下請工事の予定価格500万円未満にあつては、1日以上				
② 下請工事の予定価格500万円以上5000万円未満にあつては、10日以上				
③ 下請工事の予定価格5000万円以上にあつては、15日以上				

様式3

## 建設業法遵守ガイドライン・チェックリスト

工事名:	点検対象企業名:
注文者: 下請負人:	下請負人指導責任者:

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 「地域保全型工事」の元請負人は、自ら建設業法を遵守するほか、下請負人に対して建設業法その他の法令を遵守させるよう指導することが契約の条件となっています。
- 以下の表は、国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン(第5版)」(平成29年3月改訂版)の内容を一覧表にまとめたものですので、これに従い、自社及び下請負人の法令遵守状況を点検してください。
- 点検の結果、法令違反の事実が認定された場合、改善指導等を受けることがありますので、ガイドラインの遵守の徹底を図るよう願います。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 一次下請契約に係る法令遵守状況にあつては、点検対象企業名の欄に一次下請負人名を記載し、直接元請負人とそれぞれの一次下請負人との間の契約締結の状況等を点検してください。
- ② 二次下請契約にあつては、点検対象企業名の欄に二次下請負人名を記載し、一次下請負人と二次下請負人との間の契約締結状況等を点検してください。
- ③ 「11 社会保険・労働保険等」は、点検対象企業の欄に記載した企業の状況について点検してください。

チェック項目	内 容	点検結果		下請負人指導責任者コメント
1 見積条件の提示 (法第20条第3項)	(1) 見積依頼を書面で行っている	yes	no	
	(2) 見積に際し、下請契約の具体的内容を提示している 【最低限明示すべき事項】	yes	no	
	① 工事名称			
	② 施工場所			
	③ 設計図書(数量等を含む)			
	④ 下請工事の責任施工範囲			
	⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程			
	⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項			
	⑦ 施工環境、施工制約に関する事項			
	⑧ 材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分			
(3) 上記に加え、「施工条件・範囲リスト」等により作業内容を明確にして見積依頼している ※「施工条件・範囲リスト」(建設生産システム合理化推進協議会作成)( <a href="http://www.yoi-kensetsu.com/kyogikai/pdf/h22_meikaku/h22_fullpage.pdf">http://www.yoi-kensetsu.com/kyogikai/pdf/h22_meikaku/h22_fullpage.pdf</a> 参照)	yes	no		
(4) 予定価格により一定の見積期間を設けている (注)やむを得ない事情があるときは、②、③の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	yes	no		
① 下請工事の予定価格500万円未満にあつては、1日以上				
② 下請工事の予定価格500万円以上5000万円未満にあつては、10日以上				
③ 下請工事の予定価格5000万円以上にあつては、15日以上				

2	書面による契約	(1)	工事着手前に契約書又は注文書・請書を交わしている	yes	no					
		2-1	当初契約	(2)	双方が署名又は記名押印する書面による契約の場合、契約書面には次の事項が記載されている	yes	no	該当なし		
				①	工事内容					
				②	請負代金の額					
				③	工事の着手時期及び工事完成の時期					
				④	工事を施工しない日又は時間帯の定めをすときは、その内容					
				⑤	請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分払の定めをすときは、その支払の時期及び方法					
				⑥	設計変更、工事着手の延期、工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法					
				⑦	天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法					
				⑧	価格等の変動若しくはその変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更					
				⑨	工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担					
				⑩	注文者が工事に使用する資材提供又は建設機械等を貸与する場合の内容及び方法					
				⑪	工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期、方法並びに引渡の時期					
				⑫	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法					
				⑬	工事目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置に関する定め					
⑭	履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他賠償金									
⑮	契約に関する紛争解決方法									
(3)	基本契約書＋注文書・請書により請負契約を締結している場合	yes	no	該当なし						
①	基本契約書は、上記(2)⑤～⑮に掲げる事項が記載され、当事者双方の署名又は記名押印を行っている									
②	注文書・請書には、上記(2)①～④に掲げる事項が記載されている									
③	注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は基本契約書の定めによることが記載されている									
④	注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印している									
(4)	注文書・請書の交換のみによる場合	yes	no	該当なし						
①	注文書・請書双方に、同一内容の契約約款が添付又は印刷されている									
②	契約約款には、上記(2)⑤～⑮までの事項が記載されている									
③	注文書・請書と契約約款が複数枚に渡る場合は、割印が押されている									
④	注文書・請書には、上記(2)①～④に掲げる事項が記載されている									
⑤	注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は契約約款の定めによることが記載されている									
⑥	注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印している									
2	書面による契約	(1)	工事着手前に契約書又は注文書・請書を交わしている	yes	no					
2-1	当初契約	(2)	双方が署名又は記名押印する書面による契約の場合、契約書面には次の事項が記載されている	yes	no	該当なし				
			①	工事内容						
			②	請負代金の額						
			③	工事の着手時期及び工事完成の時期						
			④	前金払又は出来高部分払の定めをすときは、その支払の時期及び方法						
			⑤	設計変更、工事着手の延期、工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法						
			⑥	天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法						
			⑦	価格等の変動若しくはその変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更						
			⑧	工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担						
			⑨	注文者が工事に使用する資材提供又は建設機械等を貸与する場合の内容及び方法						
			⑩	工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期、方法並びに引渡の時期						
			⑪	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法						
			⑫	工事目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置に関する定め						
			⑬	履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他賠償金						
⑭	契約に関する紛争解決方法									
(3)	基本契約書＋注文書・請書により請負契約を締結している場合	yes	no	該当なし						
①	基本契約書は、上記(2)④～⑭に掲げる事項が記載され、当事者双方の署名又は記名押印を行っている									
②	注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている									
③	注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は基本契約書の定めによることが記載されている									
④	注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印している									
(4)	注文書・請書の交換のみによる場合	yes	no	該当なし						
①	注文書・請書双方に、同一内容の契約約款が添付又は印刷されている									
②	契約約款には、上記(2)④～⑭までの事項が記載されている									
③	注文書・請書と契約約款が複数枚に渡る場合は、割印が押されている									
④	注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている									
⑤	注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は契約約款の定めによることが記載されている									
⑥	注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印している									

		<p>(5) 契約書記載事項または契約約款の内容は適正か</p> <p>① 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により契約している</p> <p>② 建設工事標準下請契約約款に比較して、下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きなものとなっていない</p>	yes	no									
		<p>(6) 一定規模以上の解体工事等の場合は、次の①～④の事項が契約書面に記載されている  <small>(※)「一定規模以上」とは、</small>          ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事          ・床面積500㎡以上の建築物の新増築工事          ・請負額1億円以上の新築工事          ・請負額500万円以上の建築物以外の解体・新築工事</p> <p>① 分別解体等の方法</p> <p>② 解体工事に要する費用</p> <p>③ 再資源化等をするための施設の名称、所在地</p> <p>④ 再資源化等に要する費用</p>	yes	no	該当なし								
	追加工事等に伴う追加・変更契約  (法第19条第2項) (法第19条の3)	<p>(1) 追加工事等が発生している場合、以下の内容を満たして変更契約を行っている</p> <p>① 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行っている</p> <p>追加工事等の都度、変更契約を締結できない場合(例:追加工事の全体数量等が確定困難)は、追加工事等着工前に、以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、全体数量等の確定次第、変更契約を行っている</p> <p>② 追加工事等の具体的作業内容          ・追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更を行う時期          ・追加工事等に係る契約単価の額</p> <p>③ 追加工事等の費用を下請負人に負担させていない</p>	yes	no	該当なし								
	工期変更に伴う変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	<p>(1) 工期変更が必要な場合、以下の内容を満たして変更契約を行っている</p> <p>① 工期変更が必要な場合、工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更を行っている</p> <p>工期の変更が必要であるが、変更後の工期が確定できない場合、工期変更を認めた時点で以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、変更後の工期が確定次第、変更契約を行っている</p> <p>② 工期の変更が契約変更の対象となること          ・工期の変更を行う時期</p> <p>③ 工期変更に伴い費用の増加があった場合、契約変更を行っている</p> <p>④ 工期変更に伴う費用の増加分を下請負人に負担させていない</p>	yes	no	該当なし								
		<p>(5) 契約書記載事項または契約約款の内容は適正か</p> <p>① 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により契約している</p> <p>② 建設工事標準下請契約約款に比較して、下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きなものとなっていない</p>	yes	no									
		<p>(6) 一定規模以上の解体工事等の場合は、次の①～④の事項が契約書面に記載されている  <small>(※)「一定規模以上」とは、</small>          ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事          ・床面積500㎡以上の建築物の新増築工事          ・請負額1億円以上の新築工事          ・請負額500万円以上の建築物以外の解体・新築工事</p> <p>① 分別解体等の方法</p> <p>② 解体工事に要する費用</p> <p>③ 再資源化等をするための施設の名称、所在地</p> <p>④ 再資源化等に要する費用</p>	yes	no	該当なし								
	追加工事等に伴う追加・変更契約  (法第19条第2項) (法第19条の3)	<p>(1) 追加工事等が発生している場合、以下の内容を満たして変更契約を行っている</p> <p>① 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行っている</p> <p>追加工事等の都度、変更契約を締結できない場合(例:追加工事の全体数量等が確定困難)は、追加工事等着工前に、以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、全体数量等の確定次第、変更契約を行っている</p> <p>② 追加工事等の具体的作業内容          ・追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更を行う時期          ・追加工事等に係る契約単価の額</p> <p>③ 追加工事等の費用を下請負人に負担させていない</p>	yes	no	該当なし								
	工期変更に伴う変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	<p>(1) 工期変更が必要な場合、以下の内容を満たして変更契約を行っている</p> <p>① 工期変更が必要な場合、工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更を行っている</p> <p>工期の変更が必要であるが、変更後の工期が確定できない場合、工期変更を認めた時点で以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、変更後の工期が確定次第、変更契約を行っている</p> <p>② 工期の変更が契約変更の対象となること          ・工期の変更を行う時期</p> <p>③ 工期変更に伴い費用の増加があった場合、契約変更を行っている</p> <p>④ 工期変更に伴う費用の増加分を下請負人に負担させていない</p>	yes	no	該当なし								

<p>3 不当に低い請負代金</p> <p>(法第19条の3)</p>	<p>(1) 以下の「不当に低い請負代金」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 元請負人が、下請負人との協議を行うことなく又は今後の取引において不利な取扱いをする可能性があることを示唆して、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結している</p> <p>② 元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させている又は取り決めた代金を一方的に減額している</p> <p>③ 元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結している</p> <p>④ 下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結している</p> <p>⑤ 下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結している</p> <p>⑥ 元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結している</p>	yes	no				<p>3 不当に低い請負代金</p> <p>(法第19条の3)</p>	<p>(1) 以下の「不当に低い請負代金」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 元請負人が、下請負人との協議を行うことなく又は今後の取引において不利な取扱いをする可能性があることを示唆して、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結している</p> <p>② 元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させている又は取り決めた代金を一方的に減額している</p> <p>③ 元請負人が、下請負人と合意することなく、端数処理と称して、一方的に減額して下請契約を締結している</p> <p>④ 下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結している</p> <p>⑤ 下請負人に対して、発注者提出用に法定福利費を適正に見積もった見積書を作成させ、実際には法定福利費等を削除した見積書に基づき契約を締結している</p> <p>⑥ 元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結している</p>	yes	no		
<p>4 指値発注</p> <p>(法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3) (法第20条第3項)</p>	<p>(1) 以下の「指値発注」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 元請負人は、下請負人と十分な協議をせず又は協議に応じることなく、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結している</p> <p>② 元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結している</p> <p>③ 下請代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事着手させ、工事の施工中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結している</p> <p>④ 元請負人が、下請負人の見積期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結している</p>	yes	no				<p>4 指値発注</p> <p>(法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3) (法第20条第3項)</p>	<p>(1) 以下の「指値発注」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 元請負人は、下請負人と十分な協議をせず又は協議に応じることなく、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結している</p> <p>② 元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結している</p> <p>③ 下請代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事着手させ、工事の施工中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結している</p> <p>④ 元請負人が、下請負人の見積期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結している</p>	yes	no		
<p>5 不当な使用資材等の購入強制</p> <p>(法第19条の4)</p>	<p>(1) 以下の「不当な使用資材等の購入強制」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 下請契約締結後、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で購入した</p> <p>② 下請契約締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における取引関係が悪化した</p>	yes	no				<p>5 不当な使用資材等の購入強制</p> <p>(法第19条の4)</p>	<p>(1) 以下の「不当な使用資材等の購入強制」に該当する事態が発生していない</p> <p>① 下請契約締結後、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で購入した</p> <p>② 下請契約締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における取引関係が悪化した</p>	yes	no		

6	やり直し工事 (法第18条) (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合(※)を除き、その費用は元請負人が負担している  (※)「下請負人の責めに帰すべき場合」とは、下請負人の施工が書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵がある場合に限られる。 ただし、下請負人から施工内容の問い合わせがあったにもかかわらず、元請負人が理由なく施工内容を明確にしなかった場合、元請負人が了承した内容により下請負人が施工した場合は、「下請負人の責めに帰すべき場合」とはいえない。	yes	no	該当なし	
		(2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を依頼する場合は、契約変更をしている	yes	no	該当なし	
7	赤伝処理 (法第18条) (法第19条) (法第19条の3) (法第20条第3項)	(1) 以下の「赤伝処理」に該当する事態が発生していない  元請負人が、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用、下請代金の振り込み手数料等を下請代金から差し引く(相殺する)場合に、下請負人との協議、合意によっていない  元請負人が、建設副産物の発生のない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で一定額を下請代金から差し引いている  元請負人が、販売促進名目の協力費等の差し引く根拠が不明確な費用を差し引いている  元請負人が確保した駐車場、宿舍等の代金を実費用に比べ過大に差し引いている  元請負人が、元請負人・下請負人間の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別業者に行わせた場合、その費用を一方的に下請代金から減額している  工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わない	yes	no	該当なし	
		(1) 以下の「赤伝処理」に該当する事態が発生していない  元請負人が、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用、下請代金の振り込み手数料等を下請代金から差し引く(相殺する)場合に、下請負人との協議、合意によっていない  元請負人が、建設廃棄物の発生のない下請工事の下請負人から、建設廃棄物の処理費用との名目で一定額を下請代金から差し引いている  元請負人が、販売促進名目の協力費等の差し引く根拠が不明確な費用を差し引いている  元請負人が確保した駐車場、宿舍等の代金を実費用に比べ過大に差し引いている  元請負人が、元請負人・下請負人間の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別業者に行わせた場合、その費用を一方的に下請代金から減額している	yes	no	該当なし	
8	工期 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 元請負人が、工期変更起因する以下のような費用増を下請負人に一方的に負担させていない  下請負人の責めに帰さない理由により完成期日に間に合わないおそれがある場合の次の費用 ・元請負人が他の下請負人と下請契約した費用 ・元請負人が自ら労働者を手配した費用  元請負人の都合により、下請工事が一時中断又は工期延長した場合における、元請負人の指示に基づく重機の現場待機等の増加費用  元請負人の都合により、元請負人が発注者と締結した工期をそのまま下請負人との契約工期にも適用させたことによる増加費用	yes	no	該当なし	
		(1) 元請負人が、工期変更起因する以下のような費用増を下請負人に一方的に負担させていない  下請負人の責めに帰さない理由により完成期日に間に合わないおそれがある場合の次の費用 ・元請負人が他の下請負人と下請契約した費用 ・元請負人が自ら労働者を手配した費用  元請負人の都合により、下請工事が一時中断又は工期延長した場合における、元請負人の指示に基づく重機の現場待機等の増加費用  元請負人の都合により、元請負人が発注者と締結した工期をそのまま下請負人との契約工期にも適用させたことによる増加費用	yes	no	該当なし	
9	支払保留・支払遅延 (法第24条の3) (法第24条の6)	(1) 元請負人が、以下のような支払保留・支払遅延を行っていない  元請負人が出来高部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けた場合、支払を受けた日から1月以内に下請負人に下請代金の一部又は全部を支払っていない  元請負人は、前払金が支払われた場合、下請負人に対し適切に工事の着手に必要な費用を支払っていない  元請負人が特定建設業者、下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者の場合で、元請負人が下請負人の工事目的物の引渡の申し出の日から50日以内に下請代金を支払っていない	yes	no		
		(1) 元請負人が、以下のような支払保留・支払遅延を行っていない  元請負人が出来高部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けた場合、支払を受けた日から1月以内に下請負人に下請代金の一部又は全部を支払っていない  元請負人は、前払金が支払われた場合、下請負人に対し適切に工事の着手に必要な費用を支払っていない  元請負人が特定建設業者、下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者の場合で、元請負人が下請負人の工事目的物の引渡の申し出の日から50日以内に下請代金を支払っていない	yes	no		

新

旧

10	長期手形等 (法第24条の6第3項)	(1) 60日を超える手形により下請代金を支払っていない	yes	no	該当なし
	(県合理化指導要綱)	(2) 下請代金のうち労務費相当分は現金で支払っている	yes	no	
11	社会保険・労働保険等	(1) 健康保険又は国民健康保険に加入している ※・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合 →健康保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業所の場合 →国民健康保険に加入	yes	no	
		(2) 厚生年金保険又は国民年金に加入している ※・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合 →厚生年金保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業所の場合 →国民年金に加入	yes	no	
		(3) 雇用保険に加入している ※・従業員を雇用していない個人事業所 ・常勤役員みの法人事業所 上記2項目に該当の場合は「該当なし」と回答すること	yes	no	該当なし
		(4) 労災保険に加入している (従業員を1人以上雇用する場合)	yes	no	
		(5) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合に加入している(退職金制度を確立している)	yes	no	

10	長期手形等 (法第24条の5第3項)	(1) 120日を超える手形により下請代金を支払っていない	yes	no	該当なし
	(県合理化指導要綱)	(2) 下請代金のうち労務費相当分は現金で支払っている	yes	no	
11	社会保険・労働保険等	(1) 健康保険又は国民健康保険に加入している ※・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合 →健康保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業所の場合 →国民健康保険に加入	yes	no	
		(2) 厚生年金保険又は国民年金に加入している ※・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合 →厚生年金保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業所の場合 →国民年金に加入	yes	no	
		(3) 雇用保険に加入している ※・従業員を雇用していない個人事業所 ・常勤役員みの法人事業所 上記2項目に該当の場合は「該当なし」と回答すること	yes	no	該当なし
		(4) 労災保険に加入している (従業員を1人以上雇用する場合)	yes	no	
		(5) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合に加入している(退職金制度を確立している)	yes	no	